

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、旅客機用品の運搬作業等に従事していた。
- 2 請求人によると、食器集め作業で大型台車に収納バスケットを〇m超の高さまで過重積載し、ジグザグに押し引きする作業を反復継続したために、腰痛等を発症したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、C整形外科を受診し、「第8胸椎圧迫骨折」と診断され、その後、同年〇月〇日、D病院に転医し、「腰痛、左脇腹痛、第8胸椎圧迫骨折、形質細胞腫瘍の疑い」と診断され、同年〇月〇日の第8胸椎生検により「骨弧発生形質細胞腫（IgG-K型）」の確定診断となった。

なお、本件請求期間である平成〇年〇月〇日以降の傷病名は「単クローン性免疫グロブリン血症、第8胸椎圧迫骨折、形質細胞腫」（以下「本件疾病」という。）となっている。

- 3 本件は、請求人が療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人は、本件疾病は、食器集めの作業等に長期間・長時間従事したことによる過労に加え、精神的ストレスが引き金となって発症したものであると主張しているので、以下、検討する。

(2) 本件疾病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日の第8胸骨生検で、骨原発の形質細胞腫である骨弧発生形質細胞腫 (IgG-K型) と診断確定となった。第8胸椎圧迫骨折は形質細胞腫により発症した病的骨折である。単クローン性免疫グロブリン血症は形質細胞腫によるものである。」と述べており、同意見書に添付された病理組織検査報告書によると、臨床診断「第8胸椎溶骨性病変」、病理診断「Plasma cell neoplasm (形質細胞腫)」と診断されており、所見「骨梁間に形質細胞様細胞のびまん性浸潤が見られる。形質性細胞性の腫瘍に相当する。」と記載されている。当審査会としても、本件疾病については、形質細胞腫を原因として、第8胸椎圧迫骨折が発生し、併せて単クローン性免疫グロブリン血症が発症しているとする上記E医師の意見及び上記病理組織検査結果報告書の記載内容は、妥当であると判断する。

(3) ところで、労働者に発症した疾病が業務上であると認められるためには、労働基準法施行規則別表第1の2 (以下「別表」という。) に掲げられた疾病であることが必要なところ、請求人に発症した「形質細胞腫」については、過労や精神的ストレスという業務上の因子による疾病として、別表第1号から第10号までに規定されていないことから、第11号に掲げる「その他業務に起因

することの明らかな疾病」に該当すること、すなわち、業務に内在する有害因子が、労働者に接触ないしは侵入する等により発症したことが必要とされる。つまり、業務と発症原因（有害因子）との因果関係及びその発症原因（有害因子）と結果としての疾病との因果関係の二重の因果関係を必要とする。この場合の有害因子とは、業務に内在する有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担がかかる作業様態、病原体等の諸因子をいい、一般的環境の場と労働の場において同一条件で発症の原因となるもの及び人の健康障害を引き起こすことの知見が得られていないものは、一般に労働の場における有害因子とはされないものである。

- (4) そこで、業務と発症原因（有害因子）との因果関係及びその発症原因と結果としての疾病との因果関係があるかについて検討する。

E医師は、上記意見書において、要旨、「形質細胞腫が過労やストレスで発症するという知見は私の知る限りではありません。」と述べており、F医師は、平成〇年〇月〇日付け診療報告書において、要旨「若年男性の病的骨折で、骨粗鬆症や外傷機転はない。他の癌腫の転移性腫瘍や形質細胞腫以外の骨原発腫瘍の可能性はある。」と述べている。

- (5) 当審査会において、各医師の意見や診療録・X線画像等の医学的所見を精査したが、本件疾病が業務の過重やストレスによって発症したとの医学的知見も認められないことから、本件疾病の発症と業務との間に因果関係は認められないと判断する。

以上のとおり、請求人の業務と本件疾病との間に医学的な因果関係があるものとは判断できないことから、請求人に発症した本件疾病を業務上の事由によるものであると認めることはできない。

- (6) 請求人は、知的障害者に対する行政の対応等についての縷々意見を述べているが、本件における審理対象は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によると認められるか否かであり、上記結論に影響を与えるものではないことを付言する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。